

財務諸表の承認について

(1) 地方独立行政法人法の規定

(財務諸表等)

第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 (省略)

3 (省略)

(2) 承認基準

合規性の遵守、表示内容の適正性の観点から確認を行い承認するものとする。

(提出期限の遵守、必要書類の確認、監事監査報告書の確認、記載事項の確認、計数の整合性、書類相互間の整合性)

(参考) 公立大学法人会計制度の概要

① 企業会計原則の採用 ～効率的・効果的な業務の実施～

- ・ 地方独立行政法人（以下「法人」という。）の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。
- ・ 複式簿記を導入し、企業会計並みの財務諸表を作成することで、資産・負債の状態や業務実施のための費用負担、収益獲得状況を把握可能とした。

<法人会計と官庁会計の主な相違点>

区 分	法人会計	官庁会計
主 目 的	財政状態・運営状況の開示 目的達成とそれに要したコストとのバランス（事後評価を重視）	予算とその執行状況の開示 資源の投入管理（事前の管理を重視）
記帳形式	複式簿記	単式簿記
認識基準	発生主義 現金の授受にかかわらず財産価値の減少・増加・移動の事実の発生の時を基準として計算整理	現金主義 現金の授受の時を基準として計算整理
財務諸表	毎事業年度に作成し公表	—

② 財務諸表

法人は、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度終了後3ヵ月以内（＝6月末まで）に設立団体の長に提出し、承認を受けなければならない(地方独立行政法人法第34条1項)。

<財務諸表の種類>

名 称	内 容
貸借対照表	資産、負債及び資本を記載し、法人の財政状況を表示
損益計算書	法人の業務に伴い発生した費用や獲得した収益を表示
純資産変動計算書	一会計期間に属する地方独立行政法人の全ての純資産の変動を表示
キャッシュ・フロー計算書	法人の活動を業務活動、投資活動、財務活動に区分し、それぞれの現金の収支を表示
利益の処分又は損失の処理に関する書類	当期末処分利益の処分又は当期末処理損失の処理の内容を表示
附属明細書	貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足

③ 法人固有の会計基準 ～法人の特性に応じた処理～

- ・法人会計は、「地方独立行政法人会計基準及び同注解(総務省告示)」によることとされている(地方独立行政法人法施行規則第3条第3項)。
- ・当基準には、企業会計原則に基づく会計処理のほか、法人においては、公共的な性格を有し独立採算制を前提としていないこと、損益計算における利益の獲得を制度上予定していないことにより、固有の会計処理が定められている。

<主な法人固有の会計処理>

区 分	法人会計	企業会計原則
運営費交付金・授業料の会計処理	・運営費交付金は、設立団体から業務運営のために負託されたものであり、いずれ業務を実行しなければならない債務と考えられる。また、授業料も学生から負託された債務と考えられたため、受領した時点では収益としては計上せず、流動負債の「運営費交付金債務」、「授業料債務」として整理する。 ・「運営費交付金債務」、「授業料債務」は、原則として業務の進行が期間の進行に対応するものとして収益に計上する。 ただし、一定の業務等と運営費交付金の対応関係が明らかなプロジェクトや退職一時金は除く。 <会計基準第79>	—

区 分	法人会計	企業会計原則
固定資産の取得に係る会計処理	運営費交付金、授業料等を財源として固定資産を取得する場合 ・非償却資産の取得 →「運営費交付金債務」等から「資本剰余金」に振り替え、資本化する。 ・償却資産の取得 (国又は地方公共団体等からの補助金財源以外) →「運営費交付金債務」等から取得価格全額を一括して収益に振り替える。 (国又は地方公共団体等からの補助金財源) →「預り補助金等」から負債科目である「長期繰延補助金等」にいったん振り替えておき、毎年度、減価償却相当額を「補助金等収益」として収益化し、費用と収益を対応させる。 ＜会計基準第79、81、83＞	毎年一定額を業務実施のための費用(減価償却費)として、その年々の収益で賄われる。
特定の償却資産の減価に係る会計処理	・減価に対応すべき収益の獲得が予定されない建物等の特定の償却資産については、「特定資産」として指定し、減価償却相当額を損益計算上の費用には計上せず、「減価償却相当累計額」として「資本剰余金」を直接に減額する。 ＜会計基準第87＞	毎年一定額を業務実施のための費用(減価償却費)として、その年々の収益で賄われる。
退職給付等に係る会計処理	・財源が運営費交付金により措置される場合、引当金の計上はしない。 ＜会計基準第89＞	貸借対照表に引当金を計上する。
図書、美術品・収蔵品に係る資産計上	・取得金額にかかわらず、固定資産として財産管理する。 ・図書、美術品・収蔵品等は減価償却しない。 ・図書は比較的小額かつ大量であることから、図書を除却する際に費用化する。 ＜会計基準第38＞	取得金額により資産・非資産に区分する。